

受講生募集 平成30年度 大学講座

観音寺市中央公民館 ☎ 23-3944

第10回 かんおんじ市民大学

とき 午後1時30分～午後3時
ところ 共同福祉施設2階軽運動室

※6月13日のみハイスタッフホール
小ホール

対象者 原則市内に在住している人、
または勤務している人

定員 200人
会費 1,000円

月 日	学習課題	講 師
6月13日(水)	開講式:「自然災害と文化財～文化財レスキューの意義と課題を考える～」 (公開講座)	国立民族学博物館 文化資源研究センター准教授 日高真吾先生 観音寺市中央公民館長 久保田昇三
7月4日(水)	陸産貝類紹介と分布調査の魅力 (かたつむりは海を渡るのか) 機関誌「きずな」原稿締め切り9月21日(金)	日本貝類学会評議員 矢野重文先生
7月11日(水)	日帰り研修 (さぬき市方面)	
8月8日(水)	今日から実行!日頃の備えがあなたを救う～南海トラフ地震などに備え～	香川県危機管理課 防災指導監
9月5日(水)	時代を動かした古代の讃岐びと～刈田郡・三野郡編～	香川県立ミュージアム 主任専門学芸員 滝谷啓一先生
9月19日(水)	日帰り研修 (奈良方面)	
10月3日(水)	高齢者の転倒とその予防	理学療法士 安藤千枝子先生
11月7日(水)	歩け歩け大会(琴彈公園周辺)午前9時老人憩の家(有明町)集合 ※雨天決行	
12月5日(水)	江戸時代の絵図から読む観音寺市域の歴史 香川大学名誉教授 田中健二先生	
1月9日(水)	フィルム研修	
1月23日(水) ～25日(金)	作品展 午前9時～午後5時(25日のみ午後4時まで)	
1月24日(木)	芸能発表会	
2月20日(水)	学習発表会:修了式、機関誌「きずな」配布	

第13回 女性大学

とき 午前10時～午前11時30分
ところ 共同福祉施設2階軽運動室

※5月23日のみハイスタッフホール
小ホール

対象者 原則市内に在住している女性、
または勤務している女性

定員 100人
会費 1,000円

※市民大学クラブ(俳句、盆栽、歌声、民謡)の参加者も募集しています。

観音寺市わくわくスポーツ教室

日 時 每月第4土曜日(8月・10月・12月は休み)午後2時～午後3時30分

場 所 観音寺小学校(3月は一の宮公園)

対 象 市内在住で、障がいのある人とその家族・介助者(年齢は問いません)

※保護者・介助者の同伴をお願いする場合があります。

内 容 障がいに合わせてルールや道具を工夫したスポーツ

5/26	ポッチャ、カローリング	11/24	シッティングホッケー
6/23	卓球バレー、四面卓球バレー	1/26	レクリエーション
7/28	吹矢	2/23	テニス
9/22	卓球	3/23	グラウンドゴルフ

定員 20人 参加費 無料

講座では、心触れ合う楽しい仲間づくりやさまざまな分野の学習ができます。

受付期間 随時 午前9時～午後5時
(月曜日と祝日を除く)

申し込み先 観音寺市中央公民館、
大野原・豊浜・各地区公民館

税額の算定方式が変わります

平成30年度から
国民健康保険



から県と市町が共同で国民健康保険を運営することに伴い、県が定める香川県国民健康保険運営方針において、「標準的な保険料率の算定方式は3方式(均等割、平等割、所得割)とする」とことが示されました。

このため本市では、県の運営方針の趣旨に基づき、国民健康保険税額の算定方式を現在の均等割、平等割、所得割、資産割の合計で算出する「4方式」から資産割を廃止し、「3方式」へ変更します。

また、この変更により、資産割廃止分を所得割に配分し、所得割の税率を見直しました。

○介護分は年齢が40歳以上、65歳未満の方が対象です。
○均等割、平等割については、税額の変更はありません。

①低所得者の軽減
②元被扶養者の軽減 [改正]
措置が廃止されます。
後期高齢者医療被保険者

世代間・世代内の負担の公平化を図り、制度の持続性を高めるために、被保険者の皆さんの負担能力に応じた負担を求めるものです。ご理解いただけますようお願いします。

度開始に伴う激変緩和のため、軽減特例措置を実施してきましたが、本年度も引き続き、この特例を一部見直します。

世帯の所得に応じた保険料の軽減措置に加えて、制

後期高齢者医療制度は平成20年度に始まりました。

軽減特例措置の見直し

後期高齢者医療保険料の算出方法

$$\text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{年間保険料額}$$

平成30年度の特例措置の見直し

変更前 变更後

①低所得者

所得割額は2割軽減 → 軽減なし

均等割額は9割、8.5割軽減は据え置き
5割軽減、2割軽減基準の緩和

②元被扶養者

均等割額は7割軽減 → 均等割額は5割軽減

問い合わせ先 税務課市民税係

☎ 087-1811-1866
☎ 23-3922
香川県後期高齢者医療広域連合事務局

年間保険料額の通知について
個人ごとの年間保険料額は、7月中旬に送付する「保険料額決定通知書」でお知らせします。

年金天引き額の変更について
前年度の仮徴収額と本徴収額に大幅な差がある人を対象に、6月、8月の天引き額の変更を行う場合があります。該当する人には、5月上旬に「仮徴収額変更通知書」を送付します。

保険料の年金天引きについて
年間保険料額が決定するに被用者保険の被扶養者であつた人は、均等割額の軽減割合が7割から5割に変更になります。ただし、世帯の所得によつては、8・5割軽減または9割軽減の対象となる場合もあります。これまで同様、所得割額の負担はありません。

このため、所得に変更がない場合でも税額が増減することがありますので、ご理解いただけますようお願ひします。

後期高齢者医療 保険料が変わります

の資格を取得した日の前日には、被用者保険の被扶養者であつた人は、均等割額の軽減割合が7割から5割に変更になります。ただし、世帯の所得によつては、8・5割軽減または9割軽減の対象となる場合もあります。これまで同様、所得割額の負担はありません。

年間保険料額が決定する月から天引き(仮徴収)します。決定後、年間保険料額と仮徴収額との差額を10月、12月、2月に分け、年金から天引き(本徴収)します。

税務課市民税係	算出基礎	平成29年度まで(4方式)			平成30年度から(3方式)		
		医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
	所得割	前年度の総所得金額-33万円	7.0%	2.0%	8.7%	2.4%	1.0%
	資産割	本年度の固定資産税 (都市計画税を除く)	24%	5.0%	3.7%	廃止	
	均等割	被保険者一人当たり	27,000円	7,200円	6,200円	27,000円	7,200円
	平等割	一世帯当たり	28,000円	4,500円	4,000円	28,000円	4,500円

